

山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度

～ 中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るために、県・市町・労働金庫が協調して貸付を行う制度です。～

貸付利率を引き下げました。

貸付対象者

次の(1)～(5)の要件をすべて満たす方が対象となります。

(1) 県内に居住している方

(2) 中小企業勤労者、又は共済会加入勤労者

(3) 次のいずれかに該当している方

① 同一事業所に1年以上勤続している。

② 離職時の事業所に1年以上勤続し、離職を余儀なくされた勤労者（雇用保険受給資格者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32及び34であった方に限ります。）で、離職後1年以内に再就職し、勤続1年未満

(4) 市町税を完納している方

(5) 返済能力のある方

注1 共済会加入勤労者…(社)山口県勤労福祉共済会の行う共済事業（ファミリー型を除く）に1年以上加入している勤労者

2 事業主の方等と同一生計の勤労者で、当該事業主の経営する企業に勤務する方は貸付対象となりません。

3 中小企業の範囲…次の「資本金又は出資金」又は「常用の従業員数」のいずれかが該当すれば、貸付対象となります。

業 種	資本金又は出資金	常用の従業員数
① 小売業	5,000万円以下	50人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 卸売業	1億円以下	100人以下
④ 上記以外の業種	3億円以下	300人以下

貸付条件

資金使途	貸付限度額	貸付期間	摘 要
大 学 教 育 資 金	300万円	10年以内 (上記のうち、在学中は、4年以内の据置が可能)	借入申込合計額が300万円以内であれば、在学中に複数回の利用が可能。
育児・介護休業資金	100万円 (一定の場合 150万円)	10年以内 (上記のうち、休業中は、1年以内の据置が可能)	既貸付残高と再度借入申込額の合計額が100万円以内（一定の場合は150万円以内）の場合に、再度借入申込が可能。 ※一定の場合とは、子が1歳（両親ともに育児休業をする場合の特例に該当するときは1歳2ヶ月）を超えても育児休業が必要と認められる場合（当該子が保育所に入所を希望しているが、入所できない場合等）をいいます。
冠婚葬祭・療養資金	100万円	10年以内	当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。
災 害 資 金	100万円	10年以内 (上記のうち、1年以内の据置が可能)	貸付限度額は、一災害につき100万円とします。
生 活 向 上 資 金	100万円	10年以内	生活向上資金とは、自家用車や耐久消費財の購入など、生活向上に役立つ資金をいいます。 当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。

■ 貸 付 利 率 年 1.8%（保証料別途）

■ 償 還 方 法 元利均等月賦償還（元金償還額の30%以内のボーナス払いの併用可）
据置期間中は、利息のみの償還となります。

■ 保証機関等 (社)日本労働者信用基金協会の債務保証（保証料率は同協会の定める率）を受けることが必要です。当協会が債務保証をするにあたっては、連帯保証人を求める場合があります。
貸付対象者（3）の②に該当する勤続1年未満の方は、連帯保証人1名が必要です。

申 込 み 等

1 取扱金融機関（申込み先） 中国労働金庫（貸付にあたっては中国労働金庫の審査があります。）

2 受付及び貸付決定 貸付枠に達するまで随時

3 申込みに必要な書類

- ① 所定の借入申込書
- ② 資金使途明細書（見積書など資金使途や金額を確認できる書類を添付すること。）
- ③ 所得証明書（源泉徴収票又は給与明細書）
- ④ 印鑑証明書（最近3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 完納証明書（市町税）
- ⑥ その他、中国労働金庫及び(社)日本労働者信用基金協会が必要とする書類